

# 仙台市介護サービス事業者業務管理体制整備検査要綱

(平成 24 年 10 月 1 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第 115 条の 33 の規定に基づき、届出事業者（法第 115 条の 32 第 2 項第 3 号及び 4 号に掲げる介護サービス事業者をいう。以下同じ。）に対して本市が行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

**第 2 条** 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

各届出事業者について、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、概ね 6 年ごとに行う検査をいう。

(2) 特別検査

介護サービス事業に係る指定取消等の処分対象に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案（以下「不正事案」という。）が発覚した届出事業者について、その組織的関与の有無を確認するため、随時行う検査をいう。

(一般検査)

**第 3 条** 一般検査の対象は、毎年度、実施計画を策定し、仙台市介護保険施設等指導要綱（平成 19 年 4 月 1 日健康福祉局長決裁）に基づく運営指導（以下「運営指導」という。）の対象とされた届出事業者及び一般検査が必要と認められる届出事業者のうちから選定する。

2 一般検査は、次に定めるところにより運営指導と併せた実施又は書面により報告等を徴収する方法で実施する。

(1) 実施通知

あらかじめ検査の根拠規定、検査方法、報告の提出期限又は立入検査等の日時及び場所その他必要な事項を文書により通知するものとする。

(2) 検査方法

イ 小規模事業者（省令第 140 条の 39 第 1 号の事業者）

法令遵守責任者の役割及び業務内容について報告を求め、当該役割及び業務内容に関する法令遵守責任者の認識を確認する。

ロ 中規模事業者（省令第 140 条の 39 第 2 号の事業者）

次に掲げる事項について報告を求め、①の役割及び業務内容に関する法令遵守責任者の認識を確認するほか、立入検査又は出頭要請により法令遵守責任者又は届出事業者の役員若しくは従業者に対し説明を求め、②の規程の実効性を検証する。

① 法令遵守責任者の役割及び業務内容

② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

ハ 大規模事業者（省令第 140 条の 39 第 3 号の事業者）

次に掲げる事項について報告を求め、①の役割及び業務内容に関する法令遵守責任者の認識を確認するほか、立入検査又は出頭要請により法令遵守責任者又は届出事業者の役員若しくは従業者に対し説明を求め、②の規程及び③の監査の実効性を検証する。

① 法令遵守責任者の役割及び業務内容

② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

③ 業務執行状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容

(3) 検査結果の通知及び改善報告

一般検査の結果は、当該届出事業者に対し文書により通知する。この場合において、業務管理体制の整備に不備があると認めるときは、期限を定めて、文書による改善報告を求めるものとする。

(特別検査)

**第4条** 特別検査は、不正事案が発覚した事業者について、その組織的関与の有無を確認する必要があると認める場合に、次に定めるところにより実施する。

(1) 実施通知

あらかじめ検査の根拠規定、検査方法、立入検査等の日時及び場所、検査担当者その他必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、立入検査の実効性を確保するため必要がある場合は、立入検査を開始する際に通知することができるものとする。

(2) 検査方法

立入検査又は出頭要請により法令遵守責任者又は届出事業者の役員若しくは従業員に対し不正事案の経緯等に関する説明及び関係資料の提出を求め、組織的関与の有無を確認するとともに、不正事案を防止できなかった業務管理体制の問題点を検証する。

(3) 検査結果に基づく措置

特別検査の結果は、当該届出事業者が行う介護サービス事業に係る指定取消等の処分に適切に反映させるとともに、特別検査により明らかとなった業務管理体制の問題点について、次条の規定により行政上の措置を採るものとする。

**2** 特別検査を実施した場合は、法第197条第1項の規定及び「介護保険法第115条の33第3項に基づく厚生労働大臣等に対する業務管理体制に係る報告等の権限行使の要請及び同法第197条第2項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について」(平成21年6月24日付け老指発第0624001号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室通知)に基づき、その結果を厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告するものとする。

(行政上の措置)

**第5条** 特別検査により業務管理体制の問題点が明らかとなった場合は、当該届出事業者に対し、文書により、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備するために必要な改善措置を勧告するものとする。ただし、当該届出事業者が行うすべての介護サービス事業について指定を取り消す場合は、この限りでない。

**2** 届出事業者が第3条第2項第3号の規定による改善報告を提出しなかった場合は、当該届出事業者に対し、文書により、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備するために必要な改善措置を勧告することができる。

**3** 前2項の規定による勧告を受けた届出事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を採らなかった場合は、当該届出事業者に対し、文書により、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずるものとする。

(聴聞等)

**第6条** 第5条第3項の措置を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定及び仙台市行政手続法に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年仙台市規則第69号)に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 4 年 12 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 12 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 12 月 20 日改正)

この改正は、令和 5 年 12 月 20 日から実施する。